

令和 8 年度第 1 回金ヶ崎町子ども・子育て会議

日時：令和 8 年 7 月 2 2 日（水）

午後 1 時 3 0 分～午後 3 時

場所：庁舎 4 階 大会議室

次 第

委嘱状交付

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報 告

（1）金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画の令和 7 年度実績報告、令和 8 年度
取組について

4. そ の 他

5. 閉 会

令和8年度金ケ崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期:委嘱の日～令和9年(2027年)3月31日

番号	団体名	役職名	委 員	区分
1	金ケ崎町子育て支援センター利用者	—	伊 ^イ ト ^ト 藤 ^フ 志 ^シ 穂 ^ホ	保護者
2	金ケ崎町立幼稚園・こども園研究協議会	六原幼稚園 PTA会長	藤 ^フ ジ ^ジ ワ ^ワ 原 ^ハ ヱ ^ヱ 直 ^ナ 人 ^ト	保護者
3	金ケ崎保育園保護者会	会長	阿 ^ア 部 ^ヘ 光 ^{ミツ} ウ ^ウ 平 ^{ヘイ}	保護者
4	金ケ崎町PTA連絡協議会	副会長	見 ^ミ ダ ^ダ 玉 ^{タマ} 直 ^ナ オ ^オ 人 ^ト	保護者
5	金ケ崎町子育て支援センター	所長	渡 ^{ワタ} ナ ^ナ 辺 ^ヘ 理 ^リ 恵 ^エ	従事者
6	金ケ崎町幼稚園長会	認定こども園 南方幼稚園園長	佐 ^サ 藤 ^フ 環 ^キ	従事者
7	社会福祉法人愛護会 金ケ崎保育園	園長	松 ^{マツ} モ ^モ 本 ^{ホン} レ ^レ イ ^イ 子 ^コ	従事者
8	金ケ崎町校長会（小学校）	西小学校校長	坂 ^{サカ} 井 ^イ ふ ^ふ き ^き 子 ^コ	従事者
9	社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会	理事兼事務局長	高 ^{タカ} カ ^カ ハ ^ハ シ ^シ 橋 ^{ハシ} 修 ^{サム}	従事者
10	金ケ崎町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	古 ^コ ル ^ル カ ^カ 川 ^{カワ} 美 ^ミ カ ^カ 香 ^カ	関係団体
11	金ケ崎企業クラブ	事務局	千 ^チ バ ^バ 葉 ^ハ 勝 ^{サル}	関係団体
12	一般公募	—	小 ^コ ミ ^ミ ナ ^ナ 南 ^{ナン} 麻 ^マ イ ^イ 衣 ^イ	公募
13	金ケ崎町健康づくり推進協議会	会長	有 ^{アリ} ス ^ス 住 ^ミ 純 ^{ジュン} ヤ ^ヤ 也 ^也	その他
14	青少年育成委員会議	青少年育成委員	堀 ^{ホリ} ア ^ア 合 ^イ 愛 ^マ ナ ^ナ 実 ^ミ	その他
15	奥州警察署金ケ崎交番	所長	田 ^タ ム ^ム ラ ^ラ 村 ^{ムラ} カ ^カ ズ ^ズ ナ ^ナ 成 ^{ナリ}	その他

令和8年度第1回金ケ崎町子ども・子育て会議
出席者名簿

No.	所属名	職名	氏名	備考
1		町長	たか はし ふみ ひろ 高 橋 文 浩	
2	教育委員会事務局	参事兼教育次長	ち だ み わ 千 田 美 和	関係課
3	教育委員会事務局	教育次長補佐	わたな べ く み こ 渡 邊 久美子	関係課
4	教育委員会事務局	主事	てら さわ りょう 寺 澤 凌	関係課
5	住民課	課長補佐	かわ い おさむ 川 井 理	関係課
6	生活環境課	主事	ち ば ゆう た 千 葉 祐 太	関係課
7	商工観光課	係長	た だ まい こ 多 田 麻衣子	関係課
8	商工観光課	主事補	なすかわ み ゆ 名須川 美 優	関係課
9	都市建設課	主事	おい かわ まこ と 及 川 真 人	関係課
10	中央生涯教育センター	係長	あわ つ ふみ え 粟 津 文 恵	関係課
11	保健福祉センター	事務長補佐	に の ゆ ひで お 二之湯 秀 夫	関係課
12	保健福祉センター	主査	いた みや さや か 板 宮 清 香	関係課
13	子育て支援課	課長	いな ば いく こ 稲 葉 郁 子	事務局
14	子育て支援課	課長補佐	おい かわ やすし 及 川 靖	事務局
15	子育て支援課	副主幹	きく ち しゆく こ 菊 地 淑 子	事務局
16	子育て支援課	主査	たか はし けい た 高 橋 圭 太	事務局
17	子育て支援課	主事	あさ くら たく 朝 倉 卓	事務局
18	子育て支援課	子育て支援相談員	いし かわ みなみ 石 川 陽	事務局

○金ケ崎町子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日

条例第26号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、町長の附属機関として、金ケ崎町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（令和5年6月13日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。